

国立大学法人京都大学旅費規程

(平成16年達示第93号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）の業務（国立大学法人法「平成十五年法律第百十二号」第二十二條の規定により本学が実施する業務をいう。以下同じ。）のため旅行する本学役員若しくは職員（以下「職員等」という。）又は職員等以外の者に対して支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な実施及び経費の適正な支給を図ることを目的とする。

2 本学が職員等及び職員等以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- 二 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 出張 職員等が業務のため一時その在勤場所(常時勤務する在勤場所のない職員等については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員等以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 四 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤場所に旅行し、又は配置換を命ぜられた職員等がその配置換に伴う移転のため旧在勤場所から新在勤場所に旅行することをいう。
- 五 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等又はその扶養親族若しくは遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 六 扶養親族 内国旅行にあつては職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員等の配偶者及び子で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 七 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 八 鉄道賃 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六條の規定に基づいて、鉄道運送事業者が国土交通大臣の認可により定める運賃又は料金をいう。
- 九 船賃 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第八條(同法第二十三條の二の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づいて、旅客定期航路事業者又は旅客不定航路事業者が国土交通大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。
- 十 特別車両料金 鉄道事業法第十六條の規定に基づいて、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道

株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社(以下「旅客会社等」という。)が定めた特別車両の料金(旅客会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道運送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄道運送事業者が鉄道事業法第十六条の規定に基づいて国土交通大臣への届出により定める当該特別車両の料金を含む。)をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成十六年達示第八十号。以下「給与規程」という)第五条第一項第一号に規定する一般職俸給表(一)による当該級の職務及び一般職俸給表(一)の適用を受けない者について別表第1に定めるこれに相当する職務をいい、「指定職の職務」という場合には、給与規程第五条第一項第六号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務をいう。

3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤場所から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、休職又は解雇(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員等

二 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

三 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員等が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰往し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員等

五 職員等が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

六 外国在勤の職員等が死亡した場合において、当該職員等の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員等の配偶者が、当該職員等の在勤地において死亡し、又は第三十七条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等

3 職員等が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成十六年達示第七十号。以下「就業規則」という)第二十四条第一項の規定により解雇となった場合又は国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成十六年達示第八十六号)第三条に定める事由により就業規則第四十八条第五号の規定による懲戒解雇となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 前項に定めるもののほか、職員等が第二項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、就業規則第二十四条第二項の規定により解雇となった場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費を支給しないことがある。
- 5 職員等以外の者が、本学の依頼に応じ、業務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 6 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、業務の実施のために旅行させる必要がある場合には、旅費を支給することができる。
- 7 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支給した金額があるときは、次の各号に掲げる事項に限り、当該金額のうちその者の損失となった金額で、次の各号に掲げる額を旅費として支給することができる。
  - 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
  - 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額
  - 三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 8 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故、天災又は宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる額を旅費として支給することができる。
  - 一 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するためこの規程により支給することができる額
  - 二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、総長又は京都大学事務委任等規程(昭和四十五年十月三十一日総長裁定)の規定によりその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行うものとする。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第五項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。
- 4 前二項の場合において、旅行命令権者は、旅行命令等を発し又は変更する場合には、旅行が第七条及び第八条の規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。
- 5 旅行命令等(変更を含む。以下次条において同じ。)は、旅行命令権者が旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、又は当該旅行者が旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載してこれを当該旅行命令権者に申請し、当該旅行命令権者が承認するものについて、発するものとする。
- 6 旅行命令権者は、旅行命令等を発したときは、前項の記載又は承認をした当該旅行に関する事項について、当該旅行命令簿等の提示その他適切な方法により、当該旅行者に通知しなければならない。
- 7 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 8 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式1による。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、変更の必要事由を記載し、又はその変更の必要を証明するに足る書類を添えて、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額

又は実費額により支給する。

- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第三条第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 15 内国旅行のうち第二十五条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により合理的かつ経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

- 2 路程及び前項の計算に関し、必要な事項は別に定める。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。
- 3 第三条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十一条 一日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別記様式の請求書に必要な書類を添えて、これを総長に提出しなければならない。この場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。

一 第二号から第四号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別記様式2による旅費請求書。ただし、第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び第二十四条又は第三十七条(他の条文においてこれらを準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、別記様式3による旅費請求書

二 第二十五条に規定する日額旅費又は第二十六条(第四十条において準用する場合を含む。)に規定する在勤地内旅行の旅費(移転料を除く。)を請求する場合には、別記様式4による旅費請求書

三 第三十九条に規定する死亡手当を請求する場合には、別記様式5による旅費請求書

四 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別記様式6による旅費精算書

3 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、二週間以内に旅費の精算手続をしなければならない。

4 総長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、速やかに、当該過払金を返納させなければならない。

5 総長は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第三項に規定する期間内に旅費の精算手続をしなかった場合又は前項に規定する過払金を返納しなかった場合には、本学がその後においてその者に対し支給する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

6 第一項に規定する請求書のほか、旅費の請求に関し必要な添付書類は、別表第2による。

(職員等以外の者に支給する旅費)

第十四条 第三条第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、別表第3に定める支給区分に応じた基準による旅費とする。

## 第二章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 その乗車に要する運賃

- 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
  - 三 役員及び指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
  - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給し、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
  - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
- 3 第一項第三号に規定する特別車両料金の額は、次の区分によるものとする。
- 一 第二項の規定により急行料金を支給する区間については、急行列車に係る特別車両料金
  - 二 一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直通して運転する列車を運行する線路がある場合でその線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給する場合、その線路を利用する区間については、急行料金を支給する当該一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金
  - 三 前二号以外の区間については、普通列車に係る特別車両料金
- 4 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給し、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。

(船賃)

第十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(船室の設備の利用料金を除く。)による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 役員及び指定職の職務にある者については、上級の運賃
  - イ 二級以上の職務にある者については、中級の運賃
  - ウ 一級の職務にある者については、下級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 役員及び指定職の職務にある者については、上級の運賃
  - イ 十一級以下の職務にある者については、下級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- 五 役員及び指定職の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及

び料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第五号の特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とする。
- 3 第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十八条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第十九条 日当の額は、別表第4の1の定額による。

- 2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第二十条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第4の1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十一条 食卓料の額は、別表第4の1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十二条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の2の定額による額
- 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)



2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十三条 着後手当の額は、別表第4の1の日当定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十四条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 十二歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

イ 十二歳未満六歳以上の者については、アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 六歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十二条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

三 第一号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十五条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる旅行のうち、総長が当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めるものとする。

一 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、別に定める。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十六条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

- 一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第4の1の日当定額の二分の一以内において次の規定による額の日当
  - ア 旅行が、行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、日当の定額の三分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額)
  - イ 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、日当の定額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額)
- 二 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合には、別表第4の1の宿泊料定額の二分の一に相当する額の宿泊料
- 三 第二十七条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料  
(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十五条、第十六条又は第十八条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 三 赴任を命ぜられた職員等が、本学が設置又は管理等をする職員等のための宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第4の2の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十九条第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
  - ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費
  - イ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費
- 二 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第三条第二項第一号の規定に該当する場合には同号の

規定により支給する旅費は、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費のほか、第四十二条第一項第三号イ又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
  - 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。
- 3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第六号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 4 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十四条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃及び車賃食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第三章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

- 第三十条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。
- 2 前項本文の場合において、第二十四条第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

- 第三十一条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。
- 一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - ア 役員及び指定職の職務又は九級以上の職務にある者については、最上級の運賃
    - イ 八級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
  - 二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - 四 役員又は指定職の職務若しくは九級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
  - 五 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃

賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金  
(船賃)

第三十二条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- 一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び指定職の職務又は九級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、八級以下二級以上の職務にある者については役員及び指定職の職務又は九級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃
  - イ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び指定職の職務又は九級以上の職務にある者については中級の運賃、八級以下の職務にある者については下級の運賃
  - ウ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- 二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 三 役員又は指定職の職務若しくは九級以上の職務にある者が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金  
(航空賃及び車賃)

第三十三条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

- 一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - ア 役員並びに指定職の職務にある者であつて給与規程第五条第一項第六号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち、同表の九号俸の俸給月額以上の俸給を受ける者(以下この号において「特定指定職在職者」という。)については、最上級の運賃
    - イ 指定職の職務にある者(アに該当する者を除く。)、九級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として別に定めるもの(以下「特定航空旅行」という。)をする八級又は七級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
    - ウ 八級以下の職務にある者(イに該当する者を除く。)については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
  - 二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - ア 役員並びに指定職の職務又は九級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする八級又は七級の職務にある者については、上級の運賃
    - イ 八級以下の職務にある者(アに該当する者を除く。)については、下級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
  - 四 役員又は指定職の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第三十四条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の1の定額による。

- 2 第三十一条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第5の1の定額の十分の七に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第5の1の定額による。
- 4 第十九条第二項及び第三項、第二十条第二項並びに第二十一条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第三十五条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第5の2の定額(以下本条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

- 一 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額
- 二 外国在勤の職員等が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその百分の十に相当する額を加算した額
- 三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として別に定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額(前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあっては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の百分の三十五に相当する額の範囲内においてそれぞれ別に定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第一号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の二分の一に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十七条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地(当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、別に定める扶養親族の居住地)から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。
- 4 第二十四条第一項第三号及び第二項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第二十二条第二項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第三十六条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第5の1の日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第三十七条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際総長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

- 二 外国に在勤中総長の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
  - 三 本邦から外国に赴任後総長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
    - 一 配偶者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の三分の二に相当する額
    - 二 十二歳以上の子については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額
    - 三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額
  - 3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十四条第一項第一号の規定に準じて計算した額による。
  - 4 第二十四条第一項第三号及び第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第三十八条 支度料の額は、出張及び赴任の区分並びに出張にあつてはその旅行期間に応じた別表第5の3の定額による。

- 2 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。
- 3 外国在勤の職員等が他の外国に出張又は赴任を命ぜられた場合において支する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第三十九条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第四十条 死亡手当の額は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合には別表第5の3の定額により、同項第七号の規定に該当する場合にはその定額の二分の一に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合(死亡地が本邦である場合を除く。)には、本文の規定による額の十分の八に相当する額による。

- 2 職員等が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。
  - 一 職員等が出張中に死亡した場合には、本学所在地を旧在勤地とみなして第二十九条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

- 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、本学所在地を新在勤地とみなして第二十九条第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額
- 3 外国在勤の職員等の配偶者が第三条第二項第七号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。
  - 一 配偶者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額
  - 二 配偶者が第三十七条第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額
- 4 第二十九条第三項の規定は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第四十一条 第二十六条(日額旅費及び移転料に関する部分を除く。)の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「別表第4の1」とあるのは「別表第5の1」と、同条第三号中「第二十七条第一項第二号又は第三号」とあるのは「第四十二条において準用する第二十七条第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第四十二条 第二十七条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条、第十六条又は第十八条」とあるのは、「第三十一条、第三十二条又は第三十三条第二項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

- 第四十三条 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。
- 一 外国在勤の職員等がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費
    - ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料
    - イ 退職等を知った日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
      - (一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。
      - (二) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から本学所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)
  - 二 職員等が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
  - 三 外国在勤の職員等が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

- ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第十九条第一項及び第二十条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料
- イ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から本学所属庁所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費
- 四 外国在勤の職員等が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
- ア 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
- イ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
- ウ 退職等を知った日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、ア又はイに規定する旅費の外、次に規定する旅費
- (一) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十四条第一項又は第十九条第一項及び第二十条第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。
- (二) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)
- (三) 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第一号イの規定に準じて計算した旅費
- 五 外国在勤の職員等が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から本学所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)
- 2 総長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号イ、第三号イ又は第四号ウに規定する期間を延長することができる。
- 3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職員等が外国旅行の途中において退職等となった場合において第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じる。
- (遺族の旅費)
- 第四十四条 第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員等の旧在勤地から本学所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)並びに本学所在地を居住地とみなして第二十九条第四項の規定に準じて計算した旅費とする。

#### 第四章 雑則

##### (旅費の調整)

- 第四十五条 当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場



合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行に係る必要な旅費を支給することができる。

3 第一項の旅費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(旅費の特例)

第四十六条 総長は、職員等について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの規程による旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規程による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規則)

第四十七条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は総長が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。